

## ！ 実態把握の背景

〔令和8年4月17日〕

- 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（令和6年6月閣議決定）に基づく「国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に係る共通化推進方針」（令和7年6月決定）を受けて、**オンライン申請やデジタル資格者証の利活用等の促進を通じた資格保有者及び資格管理者における利用メリットの更なる発現**に向けて、必要となる制度的対応等の調査を検討・実施
- 令和7年度までにデジタル資格者証の利用が開始等される国家資格（35資格）を対象として、資格の所管省庁や関係団体からそれぞれの資格者証の利用場面を想定した意見聴取等を行い、資格者証をデジタル化することによるメリットやデジタル資格者証への移行に向けて必要な措置等を整理し、**法令等の制度的対応に係る留意すべき点をデジタル庁等に情報提供**

## 📄 実態把握の結果

### 【デジタル資格者証の利用拡大に当たって必要な制度的対応に関する意見等】

- ・ 法令等でデジタル資格者証の位置付けを明確にしているものは少数（2/35資格）。法令に位置付けられないと有効な資格かどうか不明瞭であり、利用拡大につながりにくい。
- ・ 法令等で定める表記事項とデジタル資格者証の表記事項が不一致のものあり（4/12資格）。加えて、法令等では定められていない顔写真の表記に期待。
- ・ 法令等で資格者証の携帯・提示を義務付けている資格（9/35資格）では、デジタル資格者証の場合、電波等の関係でスマートフォン等による提示や確認ができないときの対応を懸念。
- ・ デジタル資格者証に係る申請手続でも書面を前提とした方法を存置しているものは多数（33/35資格）。手続も含めたデジタル化の対応を要望。

### 【デジタル資格者証への円滑な移行に向けた取組に関する意見等】

- ・ デジタル資格者証のメリット（紛失リスクが少ないなど）も含め、その存在が利用者に十分周知されていない。

## 💡 期待される取組の方向性

デジタル資格者証の更なる利用拡大に向け、デジタル庁及び資格の所管省庁において、

- デジタル資格者証の原則化に向け、デジタル資格者証の位置付け、表記事項、携帯・提示義務等について、法令上の措置も含めて検討
- 真正性の確保に係る懸念などに留意して、関係団体等に対しデジタル資格者証の周知徹底やメリット等をPR
- 利便性向上のため、申請手続等のデジタル化や情報連携を検討  
また、上記事項を取り組むに当たり、
- 資格ごとにユースケースを整理し、個別・具体的な検討を促すとともに、法的措置等の対応状況の可視化を検討